

# 令和6年6月 川棚町議会定例会会議録

(第1日目)

令和6年6月13日 木曜日（午前10時開会）

出席議員（14人）

1番	堀田	一徳
2番	増山	真理
3番	山口	隆
4番	坂中	信浩
5番	炭谷	猛
6番	辻	清人
7番	毛利	喜信
8番	小牟田	一紀
9番	堀池	浩
10番	田口	一信
11番	小田	成実
12番	山中	美由紀
13番	小谷	龍一郎
14番	村井	達己

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	久 田 直 喜
書 記	諸 隈 啓 一 郎

説明のため出席した者の職氏名

町 長	波 戸 勇 則
副 町 長	川 内 和 哉
教 育 長	諸 岩 達 哉
総 務 課 長	
兼選挙管理委員会書記長	中 原 敬 介
企画観光課長	佐々木 健太郎
税財政課長	太 川 一 輝
健康推進課長	畑 中 浩 輔
長寿支援課長	荒 木 俊 行
会計課長	田 崎 あ け み
住民福祉課長	田 崎 真 子
農林水産課長	
兼農業委員会事務局長	森 文 博
建設課長	琴 岡 美 昭
ダム対策室長	田 川 義 信
水道課長	山 口 公 一
教育次長	小 中 尾 寿 隆
総務防災係長	井 原 和

## 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 承認第 1 号 専決処分の承認（令和 5 年度川棚町一般会計補正予算（第 10 回））
- 第 6 承認第 2 号 専決処分の承認（令和 5 年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 6 回））
- 第 7 承認第 3 号 専決処分の承認（令和 5 年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 回））
- 第 8 承認第 4 号 専決処分の承認（令和 5 年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 回））
- 第 9 承認第 5 号 専決処分の承認（令和 5 年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第 1 回））
- 第 10 承認第 6 号 専決処分の承認（川棚町税条例の一部を改正する条例）
- 第 11 承認第 7 号 専決処分の承認（川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 第 12 報告第 3 号 令和 5 年度川棚町一般会計予算の繰越明許費繰越計算書
- 第 13 報告第 4 号 令和 5 年度川棚町下水道事業会計予算の繰越計算書
- 第 14 報告第 5 号 令和 5 年度川棚町水道事業会計予算の繰越計算書
- 第 15 報告第 6 号 川棚町債権管理条例に基づく債権放棄の件
- 第 16 議案第 29 号 令和 6 年度川棚町一般会計補正予算（第 1 回）
- 第 17 議案第 30 号 令和 6 年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 回）
- 第 18 議案第 31 号 令和 6 年度川棚町下水道事業会計補正予算（第 1 回）
- 第 19 議案第 32 号 町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例
- 第 20 議案第 33 号 川棚町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

- 第 21 議案第 34 号 川棚町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する  
条例
- 第 22 議案第 35 号 川棚町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を  
定める条例の一部を改正する条例
- 第 23 議案第 36 号 川棚町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条  
例
- 第 24 議案第 37 号 川棚町営住宅管理条例の一部を改正する条例
- 第 25 議案第 38 号 川棚町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正す  
る条例
- 第 26 議案第 39 号 川棚町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する  
条例
- 第 27 議案第 40 号 川棚町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基  
準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部  
を改正する条例
- 第 28 議案第 41 号 長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規  
約の件
- 第 29 請願第 1 号 地方自治法改定案の廃案を求める意見書を発することを  
求める請願書
- 第 30 請願第 2 号 川棚町情報公開条例施行規則第 10 条にかかる料金の改  
定を求める請願書

( 1 0 : 0 0 )

議 \_\_\_\_\_ 長 ご起立願います。おはようございます。着席ください。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、令和6年6月川棚町議会定例会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。

( 1 0 : 0 0 )

### 日程第1 会議録署名議員の指名

議 \_\_\_\_\_ 長 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、川棚町議会会議規則第125条の規定によって、炭谷猛議員及び辻清人議員を指名いたします。

### 日程第2 会期の決定

議 \_\_\_\_\_ 長 次に、日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、お手元に配付をしております会期日程(案)のとおり、本日から6月19日までの7日間とし、決定したいと思いますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 \_\_\_\_\_ 長 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日から6月19日までの7日間と決定をいたしました。

( 1 0 : 0 1 )

議 \_\_\_\_\_ 長 なお、議事日程につきましても、お手元に配付のとおりであります。

### 日程第3 諸般の報告

議 \_\_\_\_\_ 長 次に、日程第3「諸般の報告」を行います。

去る、3月25日「令和5年度東彼地区保健福祉組合議会定例会」が開かれ、令和5年度一般会計補正予算（第2回）ほか条例の一部改正2件、令和6年度一般会計予算の審議を行い、いずれも可決しております。

次に、4月5日東彼杵郡議長会定期総会が川棚町で開かれ、令和5年度事業経過報告並びに決算報告、令和6年度事業計画及び予算の決定と県町村議会議長会主催の研修会への参加や郡内全議員による研修会等の実施予定を確認をしております。

次に、4月22日県下町村議会議員研修会が長崎市で開催をされ、一般質問の極意、地方議会におけるハラスメントの実態と防止策という2つのテーマで講演を受けております。

次に、4月26日福祉組合臨時議会が開催され、工事請負契約の締結、障がい者支援センターエールの解体・建設工事について審議をし可決をされております。

次に、5月26日に令和6年度東京川棚会が開催をされ、東京及び近隣にお住まいの川棚町出身の皆さん約40名の方々が参加をされ、「ふるさと川棚」の思い出話しなど、和気あいあいの中で1年ぶりの再会を楽しんでおられました。

また、翌日27日には、町長に同行をしクアーズテック合同会社と日本ハム東京支社を訪問をいたしまして、近況報告や意見交換等を行っております。

次に、6月4日「東彼杵道路建設促進期成会」の令和6年度総会が佐世保市で開催をされ、東彼杵道路の経過報告や令和5年度の決算及び、事業報告並びに令和6年度の予算と事業計画を決定しております。また、東彼杵道路の早期事業化、国道205号川棚医療センター入り口交差点改良の早期完成など7項目の要望決議を行っております。

その他の諸報告につきましては、お手元に配付をいたしました「議長諸報告」が3月定例会以降、私が主に出席した会議等であります。

その他、お手元に配付しておりますとおり、監査委員から例月出納検査の結果に関する報告書が、3月、4月、5月実施分、並びに議員派遣結果報告書が1件、それぞれの提出をされておりますので、ご一読をお願いいたします。

また、本定例会までに受理をいたしました陳情 2 件については、配付に  
とどめ、既に配付済であります。ご了承をお願いいたします。

以上で、私の諸報告といたします。

#### 日程第 4 行政報告

議 長 次に、日程第 4 「行政報告」を行います。町長から行政報告の  
申し出がありましたので、これを許可いたします。町長。

町 長 皆様、おはようございます。本日、ここに、令和 6 年川棚町議  
会 6 月定例会を招集しましたところ、議員の皆様におかれましては、ご健勝  
にてご出席を賜り、定刻開会いただきまして、誠にありがとうございます。  
それでは初めに、行政報告をさせていただきます。

高等学校総合体育大会ホッケー競技大会のご案内でございます。今月から  
九州高等学校体育大会が九州各地で繰り広げられている中、ホッケー競技に  
関しましては、今月の 15 日から 17 日まで、川棚大崎自然公園交流広場と  
佐世保青少年の天地プレイグラウンドで行われます。

川棚高校につきましては、今回参加いたしません、大会を盛り上げるた  
め、会場に足を運んでいただければと考えております。

また、全国高等学校総合体育大会インターハイのホッケー競技につしまし  
ては、7 月 26 日から 7 月 31 日の期間、川棚大崎自然公園交流広場、佐世  
保青少年の天地プレイグラウンド、佐世保市総合グラウンド陸上競技場の 3  
会場で行われます。全国各地から選手ほか保護者など多くの方が来場される  
ものと思われま。現在、わが町スポーツの 1 つであるホッケー競技を、地  
域の皆さまに知っていただくとともに、高校生の晴れ舞台を盛り上げようと  
準備を進めているところでございます。地元川棚高校のホッケー部も出場  
し、熱戦が繰り広げられることと思われま。その期間は多くの皆さま  
に足を運んでいただければと考えております。

次に、本定例会での行政からの提出議案等ではありますが、専決処分の承認  
7 件、報告案件 4 件、令和 6 年度補正予算 3 件、条例の一部改正 9 件、広域  
連合規約の一部変更 1 件でございます。提案理由につきましては、その都度  
説明させていただきますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろし

くお願いいたします。

**議 長** これで、行政報告を終わります。

( 1 0 : 0 7 )

## 日程第 5 承認第 1 号

**議 長** 次に、日程第 5、承認第 1 号「専決処分の承認（令和 5 年度川棚町一般会計補正予算（第 1 0 回））」を議題といたします。本件について説明を求めます。町長。

**町 長** 承認第 1 号「専決処分の承認（令和 5 年度川棚町一般会計補正予算（第 1 0 回））」について提案理由をご説明いたします。

令和 5 年度川棚町一般会計予算の執行において、補正の必要が生じましたが、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、去る 3 月 2 9 日付けで、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき専決処分により定めましたので、同条第 3 項の規定に基づき、議会に報告し、承認を求めるものであります。

今回の補正の内容であります。歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 3 5 7 万 8 , 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 7 2 億 2 , 3 3 2 万 4 , 0 0 0 円にしたものであります。また、繰越明許費につきましては、「社会保障・税番号制度システム管理費」のほか 1 5 件を繰り越しておりまして、その内容は、第 2 表繰越明許費のとおりであります。併せて、地方債の補正を行ったものであります。

なお、補正の詳細につきましては、税財政課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

**議 長** 税財政課長。

**税 財 政 課 長** それでは補正予算の内容につきまして、ご説明をいたします。

今回の補正予算は 3 月末時点におきまして、決算を見込んだ上で不用額を減額したもの、補助事業等の事業費決定に合わせた増減が多くを占めております。そのような決算、執行額の実績見込みによる減額等につきまして、説明を省略し、主要な事項につきまして説明させていただきたいと思っておりますので、あらかじめご了承くださいますようお願いいたします。

それでは、事項別明細書により歳出から説明いたします。予算書の57ページ・58ページをお開きください。

1款議会費1項1目議会費につきましては、事務費の執行残を見込み減額したものであります。

予算書59ページから64ページになりますが、2款総務費は9,887万2,000円の増額であります。

61ページが一番上になります。1項12目財政調整基金費は決算余剰額が見込まれましたので、説明欄に記載してありますとおり、財政調整基金費に1億円、減債基金費こちらに5,000万円の積立金を計上しております。これが総務費の増額の主な要因となっております。

減額の主なものとしましては、予算書59ページの1項4目財政管理費のふるさと納税管理費1,326万2,000円、11目諸費637万7,000円、61ページの18目移住・定住促進事業費420万円、2項2目賦課徴収費395万円、63ページの4項3目川棚町議会議員一般選挙費1,025万9,000円などであります。

予算書65ページから68ページ、3款民生費であります。7,856万3,000円の減額であります。

主なものとしましては、1項1目社会福祉総務費では他会計への繰出金、2目障害者福祉費は補助金等及び扶助費、6目新型コロナウイルス感染症対策事業費及び7目物価高騰対策重点支援事業費では、交付金の交付実績に基づき減額したものであります。

2項児童福祉費では1目児童福祉総務費、説明欄4の放課後児童健全育成事業費に係る委託料及び補助金、説明欄6の子ども子育て支援事業費に係る補助金を実績により減額しております。

なお、説明欄8の川棚町子育て世帯出産サポート試行事業費につきましては、令和6年1月から4目の新型コロナウイルス感染症対策事業費説明欄3の物価高騰対策臨時保育料等支援事業費の事業が開始されたことによりまして、この事業について不用額が生じたため減額したものであります。

2目児童措置費では、説明欄2の児童手当の給付実績に伴い、19節扶助費を減額しております。

予算書69ページから72ページです。4款衛生費は4,683万4,0

00円の減額です。

1項1目保健衛生総務費から3項1目公害対策費まで、事業費の実績見込みにより執行残額を減額しております。

減額が特に大きいものとしましては、1項2目予防費、説明欄3の新型コロナウイルス感染症対策予防接種事業2, 572万4, 000円であります。

なお、4目環境衛生費において、ガバメントクラウドファンディングで寄せられた資金に、余剰金が生じたので、次年度の事業費の原資として活用するため、積立金に計上をしております。

予算書73ページから76ページ、6款農林水産業費は1, 120万8, 000円の減額であります。

1項1目農業委員会費から3項4目新型コロナウイルス感染症対策事業費まで、事業費の実績見込みにより減額したものであります。

なお、予算書75ページ、2項林業費4目森林環境譲与税事業費の24節積立金につきましては、委託料などの事業費が実績により減額となっておりますので、森林環境譲与税の交付額との差額を、基金へ積み立てることとし増額をしております。

予算書77ページから78ページ、7款商工費は348万8, 000円の増額であります。

1項3目観光費において、観光施設事業特別会計への繰出金を752万5, 000円増額補正したことによるものであります。

予算書79ページから80ページ、8款土木費につきましては、県から支払われる権限移譲交付金の確定によりまして、財源を調整するもので、予算額の増減はありません。

予算書81ページから82ページ、9款消防費は870万円の減額であります。

1項1目常備消防費から3目消防施設費まで、事業費の執行状況及び消防団員の出動件数の実績により減額するものであります。

予算書83ページから84ページ、10款教育費であります。10款教育費は474万8, 000円の減額であります。

1項2目事務局費から6項3目新型コロナウイルス感染症対策事業費ま

で、事業費の実績により執行残額を減額するものであります。

予算書 85 ページから 86 ページ、11 款災害復旧費であります。1 項 1 目農林水産業施設災害復旧費は、補助金等の額の確定によりまして、財源を調整するもので、予算額の増減はありません。

予算書 87 ページから 88 ページ、12 款公債費 1 項 1 目元金、2 目利子ともに償還額の確定により減額するものであります。

予算書 89 ページから 90 ページ、14 款予備費 1 項 1 目予備費につきましては、歳入歳出の見合いにより、5,007 万 1,000 円を増額したものであります。続きまして歳入の説明をいたします。9 ページ・10 ページをお開きください。

1 款町税であります。1 項町民税から 5 項入湯税までにつきましては、実績を見込み増額または減額したものであります。

予算書の 11 ページから 30 ページ、2 款地方譲与税から 11 款交通安全対策特別交付金までにつきましては、3 月に入ってから決定額が示された譲与税、あるいは交付金について額の確定により補正を行ったものであります。予算書 31 ページ・32 ページをお開きください。

12 款分担金及び負担金であります。1 項 1 目民生費負担金につきましては、保育料の実績を見込み増額したものであります。

4 目衛生費負担金につきましては、未熟児養育医療保護者負担金の実績により減額したものであります。

予算書の 33 ページから 36 ページ、14 款国庫支出金であります。国庫支出金につきましては、補助金額の決定又は確定、及び事業費の歳出の補正に見合わせて増減を行ったものであります。個々の補助金等の説明につきましては省略をいたします。

予算書 37 ページから 44 ページの 15 款県支出金であります。こちらにも補助金の額の決定等によりまして、事業費の歳出の補正に見合わせて増減を行ったものであります。予算書の 45 ページ・46 ページをお開きください。

16 款財産収入であります。1 項財産運用収入及び 2 項財産売払収入につきましては、実績により増減したものであります。次のページをお願いします。

17 款寄附金であります。1 項 1 目一般寄附金から 4 目ふるさと応援寄附金につきましては、実績により増減を行ったものであります。予算書 49 ページ・50 ページをお開きください。

18 款繰入金であります。2 項 5 目公共施設整備基金繰入金につきましては、財源不足を補うため当初予算に計上しておりましたが、財源の確保が見込まれましたので、全額を減額したものであります。

6 目の森林環境譲与税基金繰入金につきましては、歳出事業費の確定に伴う繰入金の減額となっております。次のページをお願いいたします。

20 款諸収入であります。2 項町預金利子、4 項雑入、5 項受託事業収入につきましては、実績に合わせ、予算額の増減を行ったものであります。次のページをお願いいたします。

21 款町債であります。1 項町債につきましては、説明欄に記載しております各事業債について、それぞれ借入額が確定をいたしましたので、実績に合わせて減額を行ったものであります。次のページをお願いします。

22 款自動車取得税交付金であります。1 項 2 目旧法による自動車取得税交付金につきましては、旧自動車取得税交付金として配分が行われたものであります。以上で歳入の説明を終わります。

次に、第 3 表地方債補正を説明いたしますので、予算書の 5 ページをお開きください。

この地方債補正の表につきましては、先ほどご説明しました 21 款町債に対応するものでありまして、この表の補正前と補正後の金額の差額合計が、53 ページの町債の補正額と一致するものであり、補正後の町債の限度額を 4 億 4,468 万円としたものであります。予算書 4 ページをお願いいたします。

第 2 表繰越明許費であります。事業名の欄の「社会保障・税番号制度システム管理費」から「災害復旧費」こちらが公共土木施設災害復旧費にはなりますけども、これまでの 16 事業を繰り越したもので、繰越総額は 3 億 3,189 万 7,000 円であります。

予算書の 91 ページ以降につきましては、給与費明細書を添付しておりますが説明については、省略をさせていただきます。以上で説明を終わります。

**議** \_\_\_\_\_ **長** これから、質疑を行います。ありませんか。

(発言なし)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本件に対する反対者の発言を許します。ありませんか。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、承認第1号「専決処分の承認（令和5年度川棚町一般会計補正予算（第10回））」の採決を行います。お諮りします。本件を承認することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 異議なしと認めます。したがって、承認第1号「専決処分の承認（令和5年度川棚町一般会計補正予算（第10回））」は、承認することに決定をいたしました。

(10 : 23)

## 日程第6 承認第2号

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、日程第6、承認第2号「専決処分の承認（令和5年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第6回））」を議題といたします。本件について説明を求めます。町長。

**町** **長** 承認第2号「専決処分の承認（令和5年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第6回））」について、提案理由をご説明いたします。

令和5年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算の執行において、補正の必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、去る3月29日付けで、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分により決めましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものです。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、9,411万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、17億8,300万4,000円としたものです。

補正の主なものとして、歳入においては、国民健康保険税及び県支出金の減額。歳出においては、保険給付費の減額であります。

なお、補正の詳細につきましては、健康推進課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

**議** **長** 健康推進課長。

**健康推進課長** それでは、補正予算の内容につきまして、事項別明細書でご説明いたします。歳出から説明いたしますので、16・17ページをお開きください。

1款総務費につきましては、国及び県からの交付額の決定により、財源区分を調整するものです。歳出予算額の増減はございません。次のページをお開きください。

2款保険給付費における1項療養諸費から4項出産育児諸費につきましては、令和5年度保険給付費の実績見込みにより、説明欄に記載のとおり、それぞれ減額補正したものであります。次のページをお開きください。

3款国民健康保険事業費納付金1項1目一般被保険者医療給付費分につきましては、県からの交付額の決定により、財源区分を調整するものです。額の増減はございません。次のページをお開きください。

5款保健事業費における1項1目疾病予防費は、国民健康保険被保険者に係るがん検診の費用を計上しており、実績見込みにより減額補正したものであります。

また、2項1目特定健康診査等事業費につきましても、同じく実績見込みによる減額補正しております。次のページをお開きください。

9款予備費1項1目予備費につきましては、歳入・歳出の見合いによるものであります。次に、歳入をご説明します。6ページ・7ページをお開きください。

1款国民健康保険税1項1目一般被保険者国民健康保険税につきましては、それぞれの節において、決算見込額に基づき減額補正したものであります。次のページをお開きください。

3款国庫支出金1項2目出産育児一時金補助金につきましては、国からの交付額見込みにより補正をしたものです。次のページをお開きください。

4款県支出金1項1目保険給付費等交付金につきましては、県からの交付額見込みにより補正をしたものでございます。次のページをお開きください。

6款繰入金1項1目一般会計繰入金の2節助産費等繰入金は、歳出の2款保険給付費でご説明しました出産育児一時金の減額に伴い、町負担分を減額補正したものであります。

3節職員給与費等繰入金は、繰入対象となる事業費の確定見込みにより、一般会計負担分を減額補正したものであります。次のページをお開きください。

8款諸収入3項2目一般被保険者第三者納付金及び6目雑入は、実績見込みによる増額補正であります。以上でご説明を終わります。

**議 長** これから、質疑を行います。田口議員。

**10番田口** 1点分らないのですが。保険給付費などの減額にしたがって、国県の支出金とかが減額されるのは分かりますが。予備費が減額されているのは、なぜなのかというのがよく分かりません。というのは、その保険給付費などの減額に応じた国県支出金の減額以上に、収入ですね、歳入が減ったから、予備費も減額せざるを得なかったのではないかと思われるので。なぜ予備費が1,000万円減額になっているのかという、その仕組みをもうちょっと説明していただきたいと思います。

**議 長** どなたか答弁されますか。はい。税財政課長。

**税財政課長** それでは私のほうから田口議員のご質問にお答えしたいと思います。

ます。予算書歳入の6ページをお開きください。

1 款の国民健康保険税収入とありますが、1,600万ほど1,629万5,000円の減額補正となっております。保険税収入の減額幅はですね当初の想定よりもかなり大きかったということで、予備費の取崩しをせざるを得なかったという状況ではありますが、ちょっと話としては少し変わりますけれども、6年度の予算編成時におきまして、納付金の金額がですね算定方法が見直されたことで、納付金の支出額が少し緩和されるということで想定をしておりますので、これを持ちまして直ちに保険税の見直しにかかるというものではないというふうには考えておりますが、一時的に被保険者の構成ですとか、高齢化とかですね、そういったもの被保険者数の減とかそういった要因より想定よりも保険税額の収入が減ったというもので、それに伴う予備費の取崩しというふうに、予備費の減額ということになっております。以上であります。

**議 長** よろしいですか。ほかに。辻議員。

**6 番 辻** 8 款の14ページですけども。8 款の雑入ですね、その雑入の中身をお聞きしたいんですけど。

**議 長** 健康推進課長。

**健康推進課長** 辻議員のご質問についてご説明いたします。この雑入の中身につきましては、令和4年度の出産一時金の返還金でございます。令和5年度に社保に加入されていた方の分と判明しまして、保険者間で調整されたものでございます。

**議 長** 堀池議員。

**9 番 堀池** 歳出のほうで、保険給付費が約8,000万、7,900万すみません。歳出の保険給付費の補正額が7,921万8,000円ということなんですが。これは前年令和5年度医療費、医療に係る人が少なかった、人じゃなくて医療費が少なくて済んだっていう理解でいいんですか。

**議 長** 健康推進課長。

**健康推進課長** 堀池議員のご質問につきまして、ご確認をさせていただきたいと思いますが、歳出2 款の保険給付費が減額になっているということでのご質問でよろしかったでしょうか。はい。この減額になっている要因でございますが、保険給付費の減額の理由としまして、前期高齢者65歳から74歳

までの方の数の減少ということが主な要因でないかと推測しております。前年度比おおむね100名ほど対象の世帯の人数が減っております。一昨年前と比較しましたら150名ほどの人数方が減っておりますので、こういった方の減少が主な原因ではないかというふうに推測しています。

**議** \_\_\_\_\_ **長** ほかに質疑はありませんか。

(発言なし)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、承認第2号「専決処分の承認（令和5年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第6回））」の採決を行います。

お諮りします。本件は承認することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 異議なしと認めます。したがって、承認第2号「専決処分の承認（令和5年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第6回））」は、承認することに決定をいたしました。

(10 : 37)

日程第7 承認第3号

**議 長** 次に、日程第7、承認第3号「専決処分の承認（令和5年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回））」を議題といたします。本件についての説明を求めます。町長。

**町 長** 承認第3号「専決処分の承認（令和5年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回））」について提案理由をご説明いたします。

令和5年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算の執行において、補正の必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、去る3月29日付けで地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分により決めましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものです。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億1,118,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、2億1,532万4,000円としたものです。

補正の主なものといたしまして、歳入においては、後期高齢者医療保険料の減額。歳出においては、後期高齢者医療広域連合納付金の減額であります。

なお、補正の詳細につきましては、健康推進課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

**議 長** 健康推進課長。

**健康推進課長** はい。それでは、補正予算の内容につきまして、事項別明細書で説明いたします。歳入からご説明いたしますので、6ページ・7ページをお開きください。

1款後期高齢者医療保険料1項1目特別徴収保険料、2目普通徴収保険料につきましては、保険料収入見込により減額補正したものであります。次のページをお開きください。

5款繰越金1項1目繰越金は、前年度繰越額の確定による減額補正であります。次に、歳出をご説明いたします。10ページ・11ページをお開きください。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、歳入1款後期高齢者医療保険料でご説明しました保険料の収入見込み額の減額に伴い、広域連合への納付金額を減額補正したものであります。次のページをお開き

ください。

4款1項1目予備費につきましては、財源調整によります減額補正でございます。以上で説明を終わります。

議 \_\_\_\_\_ 長 これから、質疑を行います。

「な し」の声あり

議 \_\_\_\_\_ 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 \_\_\_\_\_ 長 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 \_\_\_\_\_ 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、承認第3号「専決処分の承認（令和5年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回））」の採決を行います。

お諮りします。本件は承認することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 \_\_\_\_\_ 長 異議なしと認めます。したがって、承認第3号「専決処分の承認（令和5年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回））」は、承認することに決定をいたしました。

( 1 0 : 4 1 )

#### 日程第8 承認第4号

議 \_\_\_\_\_ 長 次に、日程第8、承認第4号「専決処分の承認（令和5年度川

棚町介護保険事業特別会計補正予算（第4回）」を議題といたします。本件についての説明を求めます。町長。

**町長** 承認第4号「専決処分の承認（令和5年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第4回）」について、提出理由をご説明いたします。

令和5年度川棚町介護保険事業特別会計予算の執行において、補正の必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、去る3月29日付けで、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分により決めましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めたものです。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、605万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、14億8,693万4,000円としたものです。

なお、補正の詳細につきましては、長寿支援課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

**議長** 長寿支援課長。

**長寿支援課長** はい。それでは、補正予算の内容につきまして、事項別明細書により説明いたします。歳出から説明しますので、8ページ・9ページをお開きください。

1款総務費1項3目認定事業費につきましては、説明欄の介護認定審査費では、18節負担金、補助及び交付金において、東彼地区保健福祉組合介護認定審査会に係る当年度分担金の確定による不用額を、説明欄の介護認定調査費では、1節報酬において介護認定調査員に係る決算見込み不用額を、それぞれ減額補正したものです。次のページをお願いします。

2款保険給付費における、1項1目介護サービス等諸費から次のページと同項6目特定入所者介護サービス等費までにつきましては、令和5年度の保険給付費等の決算見込みにより、説明欄に記載のとおり給付費等をそれぞれ減額補正したものでございます。次に、14ページ・15ページをお願いいたします。

4款地域支援事業等費1項1目介護予防・日常生活支援総合事業費につきましては、説明欄に記載の事業の決算見込みにより、不用額を減額補正したものでございます。次のページをお願いします。

8 款予備費 1 項 1 目予備費につきましては、歳入・歳出の見合いにより、増額補正したものでございます。次に、歳入を説明いたします。6 ページ・7 ページをお願いいたします。

一般会計からの繰入金である 8 款繰入金 1 項 1 目介護給付費繰入金につきましては、繰入れ対象となる歳出の 2 款保険給付費の減額に伴い、町負担分の繰入金を負担割合により、減額補正したものです。

4 目その他一般会計繰入金につきましては、繰入れ対象となる歳出 1 款総務費の決算見込みに伴う減額補正でございます。以上で説明を終わります。

**議** \_\_\_\_\_ **長** これから、質疑を行います。よろしいですか。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、承認第 4 号「専決処分の承認（令和 5 年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 回））」の採決を行います。

お諮りします。本件は承認することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 異議なしと認めます。したがって、承認第 4 号「専決処分の承認（令和 5 年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 回））」は、承認することに決定をいたしました。

日程第 9 承認第 5 号

**議 長** 次に、日程第 9、承認第 5 号「専決処分の承認（令和 5 年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第 1 回））」を議題といたします。本件についての説明を求めます。町長。

**町 長** 承認第 5 号「専決処分の承認（令和 5 年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第 1 回））」について、提案理由を説明いたします。

令和 5 年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算の執行において、補正の必要が生じましたが、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、去る 3 月 29 日付けで、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分により定めましたので、同条第 3 項の規定に基づき、議会に報告し、承認を求めるものであります。

今回の補正の内容であります。歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 2,460 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 6,230 万 1,000 円にしたものであります。

なお、補正予算の詳細につきましては、企画観光課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご承認くださいますよう、よろしく願いいたします。

**議 長** 企画観光課長。

**企画観光課長** それでは私のほうから、補正予算の内容につきまして、事項別明細書でご説明いたします。歳出から説明いたしますので、10・11 ページをお開きください。

1 款観光施設事業費であります。1 項 1 目管理費の説明欄の番号 2 くじゃく荘管理費は 2,030 万円の減額をしておりますが、建築設備や防火設備定期報告書作成業務委託の執行残として 12 節を減額し、指定管理者への運営資金貸付金の未執行に伴い 20 節を減額したものであります。

番号 3 大崎温泉管理費につきましては 100 万円を減額しておりますが、しおさいの湯におけるフロントシステム、カラー複合機更新業務において実施内容を見直したことに伴う執行残として 13 節を減額したものであります。

次に、2目改良費の説明欄の番号1大崎公園改良費、及び番号3大崎温泉改良費につきましては、それぞれ、60万円と30万円を減額しておりますが、これは、施設の修繕費の執行残として10節をそれぞれ減額したものであります。

番号2くじゃく荘改良費は150万円を減額しておりますが、施設の修繕費の執行残として10節を50万円減額、川棚大崎自然公園交流広場人工芝生改修工事の執行残として14節を100万円減額したものであります。次のページをお願いします。

2款公債費であります。1項1目元金につきましては、歳入としての協定納付金の減額に伴う財源の更正であります。次のページをお願いします。

3款予備費であります。1項1目予備費は、歳入歳出の見合いにより90万円を減額するものであります。続きまして、歳入を説明いたします。6・7ページをお開きください。

1款繰入金であります。1項1目一般会計繰入金につきましては、歳入の2款2項1目にて計上しております観光事業収入やスポーツ振興くじ助成金の減額補正に伴う繰入金の増額、一般会計繰入金の増額であります。次のページをお願いします。

2款諸収入であります。1項1目指定管理者貸付金収入につきましては、貸し付け実績がありませんでしたので2,000万円を減額したものであります。

2項1目雑入の説明欄の番号1観光事業収入につきましては、指定管理者である一般社団法人川棚町観光協会が受納した利用料金及びその他の収入から管理運営に係る支出を差し引いた余剰金につきましては、「指定管理者協定納付金」として、全て町へ納付することと定めており、当初予算において1,012万5,000円を計上しておりましたが、収入面における宿泊料の減収や、支出面における決済手数料の増加などにより、協定納付金を112万5,000円減額したものであります。

番号2スポーツ振興くじ助成金につきましては、交付額の確定に伴う減額であります。以上で説明を終わります。

**議 長** これから、質疑を行います。ありませんか。

(発言なし)

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、承認第5号「専決処分の承認（令和5年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第1回））」の採決を行います。

お諮りします。本件は承認することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、承認第5号「専決処分の承認（令和5年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第1回））」は、承認することに決定をいたしました。

(10:53)

議 長 ここで、しばらく休憩をいたします。

(10:54)

(…休憩…)

(11:10)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10 承認第6号

**議 長** 次に、日程第10、承認第6号「専決処分の承認（川棚町税条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。本件についての説明を求めます。町長。

**町 長** 承認第6号「専決処分の承認（川棚町税条例の一部を改正する条例）」について、提案理由をご説明いたします。

地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月28日に国会において可決・成立し、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令等と併せて3月30日付けでそれぞれ公布され、原則として4月1日から施行されることとなりました。

この法律等の改正に伴いまして、川棚町税条例の一部を改正する必要が生じてまいりましたが、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、去る3月29日付で、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分により改正をしたところであります。そこで、同条第3項の規定に基づき報告し、議会の承認を求めます。改正の内容につきましては、このあと、税財政課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご承認くださるようよろしくお願いいたします。

**議 長** 税財政課長。

**税 財 政 課 長** それでは、川棚町税条例の改正内容について、ご説明をいたします。新旧対照表及び本日お配りをしております川棚町税条例改正の概要、こちらの資料を用いまして説明をいたしますので、お手元のほうにお開きください。

今回の条例改正につきましては、総務省より一部改正の「条例（例）」が示されておりまして、引用条文、文言の見直しなど、その「条例（例）」に沿って、改正をさせていただいております。今回の改正の内容に説明にあたりましては、例えば「〇〇によって」を「〇〇により」などの文言の修正に係る部分もございますが、そちらにつきました説明を省略をさせていただきますので、ご了承をお願いいたします。

それでは新旧対照の1ページから2ページをお開きください。本日お配りしております資料の1枚目にあります。主な改正内容としまして5点あります。

令和6年の能登半島地震災害の被災者に係る個人住民税の特別措置。職権

による減免を可能とする規定の追加。特にこちらが主なものとなりますが3番目としまして、個人住民税の定額減税の実施。4番目、固定資産税の負担調整措置等の延長。新築認定長期優良住宅特例に係る申告の見直しなどあります。

議案集の新旧対照表1ページから2ページの、第34条の7第1項の改正につきましては、公益信託の見直しに伴う法律の改正に合わせて、規定の整備をするものであります。

次に、資料は項番すみません、こちらにつきましては資料の項番の、資料の表につけております、項番の1番になります。

続きまして、資料項番の2、第51条第2項の改正につきましては、町民税の減免につきまして、職権による減免を可能とする規定を追加するものであります。

続いて、資料の項番3、第56条の改正につきましては、私立学校法の改正に合わせて、引用条文の改正を行っております。

資料項番の4、新旧対照表は3ページから4ページ、第71条につきましては、固定資産税の減免について、職権による減免を可能とする規定を追加するものであります。資料の2ページをお開きください。

資料項番の5、第139条の3の改正につきましては、特別土地保有税の減免について、職権による減免を可能とする規定を追加するものであります。

資料項番の6、附則第4条の2公益法人等に係る町民税の課税の特例につきましては、条例(例)の改正に合わせて、削除するものであります。

資料項番の7、新旧対照表5ページ、附則第5条の2「令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除等の特例」。こちらにつきましては今回の条例改正により新設するものであります。

個人住民税の雑損控除は、前年の12月31日までに生じた家財等の損失を控除するものであります。したがって、震災の発生日が1月1日であるため、本来は震災による損失につきましては令和7年度の個人住民税の算定において控除されるものであります。今回特例といたしまして、令和6年度の個人住民税の算定において、雑損控除の適用対象とできるように改正を行うものであります。

項番 8 新旧対照表は 6 ページ、附則第 6 条につきましては、法律の改正に伴う改正であります。

資料の項番 9 から項番 13、新旧対照表は 6 ページから 14 ページになります。附則第 7 条の 5 から附則第 8 条の改正につきましては、個人住民税の定額減税に係る改正であります。

少し定額減税の内容について説明いたしますので、資料の最後のページに国が作成しましたリーフレットをつけております。個人住民税の定額減税についてというものであります。こちらを用いましてまず概要の説明をさせていただきたいと思っております。

定額減税は、年間所得 1, 805 万円以下、給与収入のみの方であれば、給与収入 2, 000 万円以下の個人住民税所得割の納税義務者が対象となります。減税額は、地方税法附則第 5 条の 8 により、納税義務者本人・同一生計配偶者・扶養親族 1 人につき 1 万円と規定をされております。減税額の控除の方法について、資料の項番 9、新旧対照表 6 ページの附則第 7 条の 5 により規定をしております。リーフレットの 3 項目目にこのすみません、最終ページのほうのリーフレットの上から 3 つ目の項目になりますけれども、こちらに徴収方法（令和 6 年度分）と記載をしております。

給与所得から個人住民税を特別徴収されている方につきましては、例年 6 月が第 1 回目、つぎの次年度の 5 月まで合計 12 回で納付していただいております。今年度につきましては、定額減税の対象となった方は、一律 6 月は徴収を行わず、減税後の税額を 11 で割った金額を 7 月から次年度の 5 月までの 11 回で納付していただくこととなります。こちらにつきましては、地方税法附則のほうで規定をされておまして、この規定については条例では規定をしております。

で、普通徴収の方につきましては、定額減税前の税額により算定された第 1 期分の課税額から、定額減税額を差し引くこととなっており、第 1 期分で減額しきれなかった場合には、以降第 2 期分、第 3 期分から減額調整することとなっております。これを附則第 7 条の 6 により規定をしているものです。公的年金から特別徴収されている方につきましては、今年 10 月に支給される年金の額で減額調整を行い、減額しきれなかった場合は、12 月以降分で調整をすることとなります。このことを附則第 7 条の 7 により規定をし

ております。

納税義務者本人の合計所得が1,000万円を超過し、かつ配偶者の合計所得金額が48万円以下の者につきましては、令和7年度分の個人住民税から1万円を所得割額から控除することとなっており、この内容につきましては附則第7条の8により規定をしております。リーフレットでは減税額の米印の3番、そちらの説明にあたるものとなります。資料の2ページにもどっていただきまして、新旧対照表は14ページとなります。

項番の13、附則第8条ですが、「肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例」、こちらにつきましては、法令改正に伴う改正であります。また、条例の条ずれ及び、特例後の所得割に対して減税を行うよう規定を整備するものであります。

資料3ページの項番14から項番20につきましては、固定資産税等の課税の特例等に関する改正であります。

項番14、新旧対照表では15ページとなりますが、附則第10条の2で定める特例の対象となる固定資産につきましては、地方税法附則第15条で定められており、法改正により追加あるいは項ずれにより改正するものであります。なお、新たに加わったものとしましては、特定バイオマス発電設備、滞在快適性等向上施設、こちらが新たに加わっております。

項番15、新旧対照表16ページの附則第10条の3につきましては、法律の改正に伴い長期優良住宅に係る特例について、申告書の提出がない場合にも一定の条件を満たす場合に、特例を適用できる規定の新設、及び項ずれを改正するものであります。

資料項番16から20、新旧対照表は18ページから22ページとなります。附則第11条から附則第13条。こちらにつきましては、失礼いたしました。附則第11条から附則第13条につきましては固定資産税、第15条につきましては特別土地保有税の課税の特例を規定するものであります。法律の改正によりまして、それぞれの特例の期間が延長されることに伴い、改正するものであります。

項番21から28、新旧対照表は22ページから25ページになります。附則第16条の3から附則第20条の2について、それぞれの条文で規定します町民税の課税の特例の対象となる所得について、特別税額控除すいませ

ん、特別減税の対象となる所得に含める規定を追加するものであります。

ただいま説明いたしました各条例、改正条項に係る施行日につきましては、資料の表の右側にそれぞれの期日を記載しているとおりとなっております。以上で説明を終わります。

**議** \_\_\_\_\_ **長** これから、質疑を行います。ありませんか。

(発言なし)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、承認第6号「専決処分の承認（川棚町税条例の一部を改正する条例）」の採決を行います。

お諮りします。本件は承認することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 異議なしと認めます。したがって、承認第6号「専決処分の承認（川棚町税条例の一部を改正する条例）」は、承認することに決定をいたしました。

( 1 1 : 2 5 )

日程第 1 1 承認第 7 号

**議** **長** 次に、日程第11、承認第7号「専決処分の承認（川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。本件について説明を求めます。町長。

**町** **長** 承認第7号「専決処分の承認（川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」について、提案理由をご説明いたします。

地方税法施行令の一部を改正する政令が、令和6年3月28日に可決されたことに伴い、川棚町国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容は、国民健康保険税額の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直しであります。

このことにより、川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、去る3月29日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分により改正いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものであります。

なお、改正内容につきましては、健康推進課長から説明させますので、ご審議の上ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

**議** **長** 健康推進課長。

**健康推進課長** それでは、「川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の内容についてご説明いたします。改正の概要でございますが、国民健康保険税の課税限度額の引き上げ及び、いわゆる軽減判定所得の引き上げが、主な改正点でございます。それでは、新旧対照表により、ご説明いたしますので、新旧対照表をご覧ください。

第2条第3項は、後期高齢者支援金等課税額を規定しているところですが、課税限度額を22万円から24万円に改正するものです。

第23条につきましては、国民健康保険税の減額について規定しております。

第2条の改正に伴い、減額後の後期高齢者支援金等課税額の限度額を改正するものです。

第2号及び第3号はそれぞれ保険税の軽減判定における被保険者等の数に乗すべき金額を規定したものであります。5割軽減の判定額を29万円から

29万5,000円に、2割軽減の判定額を53万5,000円から54万5,000円に引き上げるものです。それでは、改正文の附則をご覧ください。

附則の第1項は、この条例の施行期日について、令和6年4月1日から施行するとしております。

第2項は、適用区分として、令和6年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。としております。以上でご説明を終わります。

**議** \_\_\_\_\_ **長** これから、質疑を行います。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本件に対する反対者の発言を許します。次に、ん。はい。辻議員。

**6** **番** **辻** ちょっとお尋ねしますが、

**議** \_\_\_\_\_ **長** お尋ね。

**6** **番** **辻** お尋ねっていうか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 討論でしょ。

**6** **番** **辻** お聞きします。討論。22万を24万に改めてますよね、それから、29万を29万5,000円、22万から20万と2万円もあがっていますよね、そして高額の人たちの29万を29万5,000円と5,000円しか上がっていない。そして53万5,000円が54万5,000円、1万円上がってますけど、な、この金額の根拠っていうか、それをお聞きしたいんですけど。なぜそういうに決まったか。お願いします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 先ほど質疑と言いましたけど、質疑なしと言っております。今のは反対討論の内容でよろしいんですか。

**6** **番** **辻** 失礼します。反対討論でお願いします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** なぜ上げたのかっていうのが反対討論趣旨ですか。

**6** **番** **辻** はい。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

**議**            **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、承認第7号「専決処分の承認（川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」の採決を行います。

この採決は起立によって行います。本件は承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

**議**            **長** 起立多数です。したがって、承認第7号「専決処分の承認（川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」は、承認することに決定をいたしました。

( 1 1 : 3 1 )

## 日程第12 報告第3号

**議**            **長** 次に、日程第12、報告第3号「令和5年度川棚町一般会計予算の繰越明許費繰越計算書」を議題といたします。本件についての説明を求めます。町長。

**町**            **長** 報告第3号「令和5年度川棚町一般会計予算の繰越明許費繰越計算書」について、ご報告をいたします。

令和5年度川棚町一般会計補正予算（第10回）におきまして、地方自治法第213条第1項の規定に基づき繰越明許費を定め、翌年度に使用することができる経費として、ご承認をいただいたところであります。

この度、令和5年度の出納閉鎖を迎え、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越明許費繰越計算書を調整いたしましたので、その内容について、議会に報告するものであります。

そのほか、詳細につきましては、税財政課長から説明いたしますので、よろしく願いいたします。

議 長 税財政課長。

税財政課長 それでは、内容についてご説明をいたします。2枚目の繰越計算書をご覧ください。表の左側から順番に、予算の款、項、事業名、金額、翌年度繰越額、その財源の内容について掲げております。金額の欄、金額欄の金額は5年度の予算額で、翌年度繰越額は6年度に繰越した額であります。令和6年度に繰り越した事業は、16事業でありその概要についてご説明をいたします。

まず、社会保障・税番号制度システム管理費469万3,000円ですが、住民基本台帳システムの改修費を繰り越したものであります。

次の、財産管理費12万円、こちらにつきましては、大崎地区における町有地の抵当権抹消手続きに係る経費を繰り越したものであります。

次の、戸籍住民基本台帳費689万7,000円につきましては、戸籍情報システム改修費用を繰り越したものであります。

次の、低所得世帯重点支援交付金費127万7,000円につきましては、今年の3月31日までに交付することができなかった交付金について繰り越したものであります。

その次の、低所得世帯（住民税均等割のみ課税世帯）重点支援交付金4,032万9,000円につきましても、3月31日までに交付することができなかった交付金について繰り越したものであります。

次の、道水路維持補修費665万円につきましては、上百津地区農道石木4号線改修工事等に要する経費を繰り越したものであります。

次の、水産物供給基盤機能保全事業費381万7,000円につきましては、川棚西部漁港片島栈橋A・B補修調査設計業務に要する経費を繰り越したものであります。

次の、道路新設改良事業費236万5,000円につきましては、長崎川棚医療センター接続道路に関する委託業務に要する経費を繰り越したものであります。

次の、地方創生道整備推進交付金事業費6,300万円につきましては、馬場線改良工事に要する経費を繰り越したものであります。

次の、交通安全対策補助（通学路緊急対策）事業費3,500万円につきましては、町道上組西部線歩道設置工事に要する経費を繰り越したものであ

ります。

次の、住宅管理費 5,800 万円につきましては、町営住宅の屋根外壁改修工事に要する経費を繰り越したものであります。

次の、消防施設費 74 万円につきましては、西白石地区消火栓設置工事に要する経費を繰り越したものであります。

次の、川棚中学校施設改良費 7,743 万 9,000 円につきましては、川棚中学校吹付天井アスベスト除去工事、LED 照明設置工事、第 2 美術室空調機取付工事に要する経費を繰り越したものであります。

次の、柔剣道場管理費 57 万円につきましては、柔剣道場用地の測量調査業務に要する経費を繰り越したものであります。

次の、災害復旧費 1 項農林水産施設災害復旧費の方でありますけれども、2,150 万円こちらにつきましては、令和 3 年から 5 年に発生した災害による被災箇所の復旧工事に要する経費を繰り越したものであります。

次の、災害復旧費こちらは公共土木施設災害復旧のほうになりますが、950 万円につきましては、町道岩立線の復旧に係る測量設計業務委託に要する経費を繰り越したものであります。繰越事業の内容につきましては以上であります。

さきほどご承認いただきました、令和 5 年度川棚町一般会計補正予算（第 10 回）の第 2 表繰越明許費において掲げました金額と同額の金額で、3 億 3,189 万 7,000 円を令和 6 年度に繰り越したものでございます。以上で説明を終わります。

**議** 長 これから、質疑を行います。ありませんか。

(発言なし)

**議** 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わり、報告済みといたします。

(11:38)

日程第 13 報告第 4 号

**議 長** 次に、日程第13、報告第4号「令和5年度川棚町下水道事業会計予算の繰越計算書」を議題といたします。本件についての説明を求めます。町長。

**町 長** 報告第4号「令和5年度川棚町下水道事業会計予算の繰越計算書」について、ご報告いたします。

令和5年度川棚町下水道事業会計予算の繰越につきまして、地方公営企業法第26条の規定に基づき、当該年度内に支払い義務が生じなかった額につきまして、繰越計算書が作成され、川棚町下水道事業者から報告を受けておりますので、地方公営企業法第26条第3項の規定により、その内容について、議会に報告するものであります。

なお、詳細につきましては、水道課長から説明いたしますので、よろしくご願ひいたします。

**議 長** 水道課長。

**水 道 課 長** はい。それでは内容について、ご説明いたします。2枚目の令和5年度川棚町下水道事業会計予算繰越計算書をご覧ください。まず、表の名称として「地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額」としております。

1款資本的支出、1項建設改良費に関するものを記載しております。

まず、惣津地区汚水枝線（その12）開削工事で、予算計上額610万円に対しまして、支払義務発生額が0円、翌年度繰越額は610万円で、繰り越しに係る財源内訳は、国庫補助金283万8,786円、企業債295万円、損益勘定留保資金31万1,214円であります。

繰り越しとなりました原因につきましては、当該工事と併せて施工する予定でありました推進工事につきまして、資材・人件費の高騰及び国庫補助の減額等によりまして、令和5年度に施工できず令和6年度で施工することにしておりので、当該工事につきましてもそれに合わせて繰越しを行うものであります。

次に、令和5年度川棚町公共下水道川棚浄化センターの建設工事委託に関する協定で、予算計上額7,900万円に対しまして、支払義務発生額が0円、翌年度繰越額は7,900万円で、繰り越しに係る財源内訳は、国庫補助金4,345万円、企業債3,159万円、損益勘定留保資金396万円

であります。

繰り越しとなりました原因につきましては、入札が2回不調となったことで設計変更等を行い、契約事務と工事の進捗が遅れたためでございます。

次に、川棚浄化センターNo. 2-1曝気機外長寿命化工事で、予算計上額2,750万円に対しまして、支払義務発生額が0円、翌年度繰越額は2,750万円で、繰り越しに係る財源内訳は、国庫補助金1,512万5,000円、企業債1,100万円、損益勘定留保資金137万5,000円であります。

繰り越しとなりました原因につきましては、モーター及び減速機等の資材製作に想定外の時間を要し、納期が遅延したためでございます。

次に、宿・下組地区マンホール蓋取替工事で、予算計上額1,460万円に対しまして、支払義務発生額が0円、翌年度繰越額は1,460万円で、繰り越しに係る財源内訳は、国庫補助金729万9,850円、企業債576万円、損益勘定留保資金154万0,150円であります。

繰り越しとなりました原因につきましては、最終的な点検結果により施工箇所の追加等を行ったことで設計の変更に時間を要したためです。以上で、説明を終わります。

**議 長** これから、質疑を行います。山口議員。

**3 番 山 口** これだけの繰越明許というのは、もともと予算を立てるときにその見通しが甘かったと、そういう判断をしていいのかどうか。これ理由はいろいろございますが1億2,000万のいわゆる繰越明許っていうのは、去年やる予定のやつが全て翌年度に繰り越されたわけですから、やはり見通しが甘かったとそういうふうな判断をしていいのかどうか、その点をお尋ねしたい。

**議 長** 水道課長。

**水 道 課 長** はい。ご質問にお答えします。一部議員がおっしゃるとおり見込みが浅かったところもあろうかと思えます。もう一つはやはり機材関係の調達が想定より遅くなったということもございまして、いろんな原因でこういった事態になったところでございます。

**議 長** 田口議員。

**1 0 番 田 口** 表の2番目にあります、浄化センターの建設工事の金額が大き

いんですが、要するに、浄化センターの建設工事の内容と、それから入札不調になったことの何かの原因が分かるのではないかと思いますので、その入札不調になった原因は何かということをお聞きしたいと思います。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 水道課長。

**水道課長** はい。ただいまのご質問にお答えします。まず、この事業につきましては、下水道事業団に委託をしまして、それぞれ入札・施工管理まで委託しているところでございます。

工事の内容につきましては、電気工事が1本と耐震工事が1本、合計2本をしていたところで、この最初の入札におきましては、この2本を1本に併せて発注・入札にかけたところ、応札がありませんでした。2回目この2つの事業を分けて、再度入札にかけております。そのときに電気工事は落札をなされたわけですが、耐震工事につきましては、再び不落ということになっております。このことにつきまして結局最終的に時間を要して間に合わなかったということになっております。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 田口議員。

**10番田口** 状況はわかりました。しかし2回目の入札で電気のほうは、落札があったということですが、この支払義務発生額は「0」ってなっていますのですけども、そこはどうなんですかね。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 水道課長。

**水道課長** はい。お答えします。企業会計の制度上支払につきましては、事業が全て完了したのちにこちらに計上するとなっておりますので、入札後工事はまだ完了しておりませんので、こちらの支払義務発生額には「0」ということで計上させていただいております。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** ほかに、質疑はありませんか。

(発言なし)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わり、報告済みといたします。

(11:47)

## 日程第 1 4 報告第 5 号

議 長 次に、日程第 1 4、報告第 5 号「令和 5 年度川棚町水道事業会計予算の繰越計算書」を議題といたします。本件についての説明を求めます。町長。

町 長 報告第 5 号「令和 5 年度川棚町水道事業会計予算の繰越計算書」について、ご報告いたします。

令和 5 年度川棚町水道事業会計予算の繰越につきまして、地方公営企業法第 26 条の規定に基づき、当該年度内に支払い義務が生じなかった額につきまして、繰越計算書が作成され、川棚町水道事業者から報告を受けておりますので、地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により、その内容について、議会に報告するものであります。

なお、詳細につきましては、水道課長から説明いたしますので、よろしくご願ひいたします。

議 長 水道課長。

水 道 課 長 それでは内容について、ご説明いたします。

2 枚目の令和 5 年度川棚町水道事業会計予算繰越計算書をご覧ください。今回の繰越につきましては、表題のとおり「地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額」であります。

4 款資本的支出、1 項建設改良費に関するものを記載しております。工事名は、町道馬場線他配水管布設替工事で、予算計上額 7 4 0 万円に対しまして、支払義務発生額が 0 円、翌年度繰越額は 7 4 0 万円であります。また、繰り越しに係る財源内訳は、給水収益 0 円、工事負担金 7 4 万円、損益勘定留保資金 6 6 6 万円で、不用額は 0 であります。繰り越しとなりました原因につきましては、町道改良工事が繰り越しとなったことで、当該工事についても繰り越しとなったものでございます。以上です。

議 長 これから、質疑を行います。ありませんか。

「な し」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わり、報告済みといたします

す。

( 1 1 : 5 0 )

## 日程第 1 5 報告第 6 号

議 長 次に、日程第 1 5、報告第 6 号「川棚町債権管理条例に基づく債権放棄の件」を議題といたします。本件についての説明を求めます。町長。

町 長 報告第 6 号「川棚町債権管理条例に基づく債権放棄の件」について、ご報告いたします。

川棚町債権管理条例第 1 5 条第 1 項の規定に基づき、水道料金の債権の放棄を令和 6 年 3 月 3 1 日付けで行いましたので、同条例第 2 項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

今回放棄を行った債権は、令和 5 年度に不納欠損処分を行った水道料金であります。

なお、詳細につきましては、水道課長から説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

議 長 水道課長。

水 道 課 長 それでは、内容について説明いたします。下段の表をご覧ください。

調定年度につきましては、当該債権の調定年度を記載しております。「債権の名称」につきましては、いずれも水道料金であります。「件数」につきましては、月々の水道料金の件数であります。「金額」は、当該債権の調定年度ごとの合計金額を記載しております。「放棄の事由」につきましては、条例第 1 5 条第 1 項第 1 号による「時効期間満了」及び第 1 5 条第 1 項第 4 号による「弁済見込みなし」を適用しております。「備考」欄につきましては、当該債務者数を記載しております。

なお、当該債権 6 万 7, 5 1 0 円につきましては、川棚町債権管理条例の規定に基づき債権放棄を行ったのち、不納欠損処理を行っております。以上で、説明を終わります。

議 長 これから、質疑を行います。ありませんか。

(発言なし)

議 長 質疑なし、質疑です、炭谷議員。

5 番 炭 谷 よろしいですか。

議 長 はい。どうぞ。

5 番 炭 谷 この取り立てができなかったということは、金額にしたらどういった事情があったのか分かりませんが、水道料金を徴収に行ってできなかったということですので、それなりの徴収する努力はされたんじゃないかというふうに思いますけども、その辺について、再度何回も徴収に行ったとか、いろんなことがあったんじゃないかと思えますけども、そういった経過ってというのは、努力をした徴収努力をしたってというようなことをちょっと聞きたいっていうふうに思いますけど。

議 長 水道課長。

水 道 課 長 ただいまのご質問にお答えします。通常、水道料金につきましては、当然未納になった時点で督促状、催告書を発送し、そのあと給水停止予告を行って、給水停止という流れで行っております。今回の時効の7名につきましては、全て今現在町内に在住していらっしゃる方で、例えば転出をされてそのまま行方不明、町内に住所を置いたまま行方不明っていうことで、その後接触が取れなくなった方ばかりでございます。もう1人の債務許可決定により弁済見込みなしというのは、破産宣告をされまして免責が決定したことで、徴収ができなくなったというものでございます。以上でございます。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。辻議員。

6 番 辻 お尋ねしますが、その件数とですよ、債務者数がこう違うんですけど、これは件数というのは何を表しているんでしょうか。

議 長 水道課長。

水 道 課 長 はい。件数につきましては、各月々の水道料金の件数を記載しておりますので、債務者数より多くなっております。以上です。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

(発言なし)

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わり、報告済みといたします。

(11:54)

議 長 ここで、しばらく休憩をいたします。

(11:54)

(…休憩…)

(13:00)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 日程第16 議案第29号

議 長 次に、日程第16、議案第29号「令和6年度川棚町一般会計補正予算（第1回）」を議題といたします。本件についての説明を求めます。町長。

町 長 議案第29号「令和6年度川棚町一般会計補正予算（第1回）」について、提案理由を説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億6,413万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を69億8,413万9,000円にしようとするものであります。

補正の主なものといたしまして、歳出においては、定額減税に係る補足給付金の給付に要する費用、川棚中学校校部活動の地域移行を検証するための地域スポーツクラブ体制整備事業費の追加が主なものであり、そのほか、当初予算編成後の事情変更等に対応するため必要な事業費について、計上したものであります。

また、歳入においては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金等、歳出における事業費等の増額に伴う国県支出金の増額が主なものであります。

補正予算の詳細につきましては、税財政課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 このあといろんな議案がありますけれども、それぞれ課長さん

補足説明を求められると思いますが、それぞれ説明の内容が長引くようであれば、それぞれご判断の上、着座にて説明されて結構ですので、こちらからは申しませんので、それぞれご判断いただければと思っております。はい。  
一般会計の補正についての補足説明、税財政課長。

**税財政課長** それでは補正予算の内容につきまして、事項別明細書の歳出から説明をいたします。なお、全体を通しまして、会計年度任用職員の報酬等において、配属された職員の実際の勤務条件等が予算編成時の想定と変更となったため、予算額の補正が必要となった場合があります。このような場合は単に「人件費の補正」と説明をさせていただきますので、ご了承をお願いいたします。また、国・県・他団体の補助金や負担金等の財源がある事業につきましては、「補正額の財源内訳欄」の「特定財源欄」に補助金等の金額を記載しております。併せてこちらのご確認をお願いいたします。それでは予算書12ページ・13ページをお開きください。

2款総務費であります。1項1目一般管理費につきましては、デジタルサイネージに係るサービス利用料が発生しましたため、増額するものであります。

6目財産管理費につきましては、観光施設譲渡地の登記・測量業務にかかる委託料を増額するものであります。

7目企画費につきましては、地域公共交通計画に係る実施事業の計画策定及び効果測定のための委託料を新規に計上するものであります。

8目情報システム管理費につきましては、会計年度任用職員にかかる人件費の補正及び町組織の再編に伴うシステム改修費用を計上するものであります。

11目諸費につきましては、生きいきタクシー助成事業費に係る会計年度任用職員の人件費の補正であります。

18目移住・定住促進事業費につきましては、国の新規事業である「地方就職学生支援事業」に取り組むため、新規計上するものであります。

2項2目賦課徴収費につきましては、定額減税に係る補足給付金の事務に係る会計年度任用職員の人件費、郵便料等の事務費、システム改修委託料、給付金としまして予算書15ページ、一番上の段になりますけれども18節1億1,336万円を見込んで新規計上するものであります。

予算書 14・15 ページの 3 項 1 目戸籍住民基本台帳費につきましては、マイナンバー交付事業費に係る会計年度任用職員の人件費の補正であります。予算書の次のページをお開きください。

3 款民生費 1 項 1 目社会福祉総務費、説明欄 1 社会福祉総務費につきましては、長崎県母子寡婦福祉研修大会が郡内で開催されることとなったため、地元開催に係る補助金を新規計上するものであります。

説明欄 1 4 番高齢者一体的事業費につきましては、会計年度任用職員の人件費の補正であります。

2 目障害者福祉費につきましては、療養介護医療給付対象者の入院に伴い扶助費の増額補正する必要があったものであります。

6 目物価高騰対応重点支援事業費につきましては、今年度新たに非課税もしくは均等割のみ課税となった世帯に対する低所得者世帯重点支援交付金の給付に要する費用を計上するものであります。

2 項 2 目児童措置費につきましては、児童手当の制度改正に伴い、職員の時間外勤務手当、システム改修費等の事務費を計上するものであります。予算書の 18・19 ページをお願いいたします。

6 款農林水産業費 1 項 2 目農業総務費につきましては、地域計画策定推進緊急対策事業費に係る職員手当が国庫補助となりましたので、予算を組み替えまして、財源充当を行うもので、歳出額の増減はございません。予算書 20 ページ・21 ページをお願いいたします。

8 款土木費 1 項 1 目土木総務費につきましては、会計年度任用職員の人件費の補正であります。

6 項 1 目住宅管理費につきましては、予算の組み換えを行うもので、歳出額の増減はございません。22 ページ・23 ページをお願いいたします。

10 款教育費 1 項 2 目事務局費説明欄 1 事務局費は、会計年度任用職員の人件費の補正による減額であります。

説明欄 5 地域スポーツクラブ体制整備事業費につきましては、中学校部活の地域スポーツクラブへの移行に向けて昨年度に引き続き実証事業を実施するための費用を計上するものであります。予算書 24・25 ページをお願いいたします。

14 款予備費 1 項 1 目予備費につきましては、歳入・歳出の見合いにより

513万3,000円を減額するものであります。歳出は以上であります。続きまして歳入をご説明いたしますので、予算書6・7ページをお開きください。

14款国庫支出金であります。1項1目民生費国庫負担金から3項3目教育費委託金につきましては、歳出で説明いたしました各事業費の補正に併せ増額するものであります。8・9ページをお開きください。

15款県支出金であります。1項2目民生費県負担金から、6目教育費県補助金につきましては、同じく歳出で説明いたしました各事業費の補正に併せ増額するものであります。10・11ページをお開きください。

20款諸収入であります。4項4目雑入の過年度収入につきましては、令和5年度実施分の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業費の精算により交付金の不足分相当額を計上するものであります。

5項1目衛生費受託事業収入につきましては、高齢者一体的事業費の増額補正に伴い、長崎県後期高齢者医療保険広域連合からの受託事業収入を増額補正するものであります。歳入は以上であります。

予算書の26ページ以降につきましては、給与費明細書をお付けしておりますけれども、こちらの説明につきましては、省略させていただきます。以上で令和6年度一般会計補正予算（第1回）の説明を終わります。

**議 長** これから、質疑を行います。田口議員。

**10番田口** 22・23ページの教育費関係の地域スポーツクラブ体制整備事業費ですが、この計上されている約33万5,000円の事業内容はどういうものかということをお聞きします。

そしてそれに関連して、歳入のほうで国からの補助金は107万円ですがそうしますと、26万5,000円は一般財源ということになるのかなと思いますが。その補助割合、要するに補助について満額補助でないのもので、なんかその何パーセントとかいう考えがあるのかどうかということをお聞きします。

**議 長** 教育次長。

**教育次長** はい。まあ先ほどの質問にお答えします。予算書29ページ地域スポーツクラブ体制整備事業費のまず事業内容でございます。こちらがですね、事務局費と混在しておりますので、ちょっと詳細についてご説明いた

します。

まずですね、報酬のところではまず41万9,000円。これにつきましてはですね、検討委員会を実施しまして、その委員さんに対する報酬ということで、6年度は5回ほどですね実施しますので、委員さんが8名という想定で。1回当たり6,000円掛けるの5回の8名分の24万。

それから、地域スポーツクラブ活用の移行に向けた実証事業の指導者に対する報酬として、28万8,000円。それからその他希望する運動部に対するですね指導者への報酬16万8,000円ということで。すみません。ちょっと訂正いたします。ちょっと間違っております。すみません。間違っておりました。すみません。

まずですね、報酬につきましてはですね、69万6,000円ですね、先ほどの検討委員会に対する謝金24万で指導者報酬に対してですね、28万8,000円、16万8,000円合わせて、69万6,000円という内訳でございます。

それから報償費。すみません。先ほどののは、すみません。報酬ではなくて報償費の69万6,000円です。申しわけありません。

それから旅費につきましては2万5,000円で、需用費が14万4,000円で役務費の5万1,000円と合わせて、133万6,000円ということでございます。

それで、今回6年度のですね、事業内容としましてはですね、まずですね4つの部活をですね、地域スポーツクラブとして活動開始、いわゆる先行実施というような運びを考えております。それを検証して、ほかの部活の参考にするといったような動きをしたいと考えております。

今年度の課題としましてはですね、地域の受け皿の確保が重要かと思われまして、コーディネーターですね、コーディネーターを1名教育委員会に配置をしまして、中学校の関係団体との調整、連絡調整とつながり役になってもらう予定のですね、方を1名を配置するというのが計画でございます。

そして今年度はある程度の道筋を作っていくためにですね、進めていきたいというような内容でございます。

それから補助についてでございますけども、補助は107万円ということで、定額補助でございます。何割とかいうあの委託金ということになってお

ります。定額補助でございまして、対象経費いわゆる消耗品、需用費等をです、役務費とかそこでは除いた額を一応内示っていうかですね、決まった額として定額補助として受け入れる予定でございまして。以上でございます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 田口議員。

**10番田口** 答弁がありましたので、ちょっと付け加えて、お聞きしますが、今年の実施の4つの部活というのはどういう種目でしょうか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 教育次長。

**教育次長** 4つの部活としてはですね、女子のソフトボール、それから陸上部、それからサッカー部、それからちょっと希望があがってる剣道部。この4つを想定しております。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** ほかに質疑はありませんか。山口議員。

**3番山口** 予算書の9ページですが、歳入のところにですね、いわゆるあの学校内外における児童生徒の学びの場創出事業補助金158万7,000円ってあるんですが、これは厳密にどうかたちで使われているのかですね。歳出の中で。ちょっとお尋ねしたいんですけど。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 教育次長。

**教育次長** はい。お答えします。これは9ページですね。校内外における児童生徒の学びの場創出事業補助金約58万7,000円。この内容についてでございますけども、これは不登校生徒とかですね、校内の不適用者の学習支援とかですね、こころのケア等を設置する場合に、学校に配置した指導員等に要する経費っていうのがこの補助でございまして。

よって対象校っていうかですね、設置校については、川棚中学校が対象校になります。

よって、川棚中学校にはですね、現在学習指導員が2名、そしてからこころの教室の相談員が1名いらっしゃいます。この方の報酬と勤勉手当等及び交通費等に係る経費が対象経費ということで、その分の補助ということでございまして、補助率は1/2でございまして。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 小谷議員。

**13番小谷** 13ページの移住・定住の件ですけども。地方就職学生支援事業、もうちょっと詳しく説明お願いいたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 企画観光課長。

**企画観光課長** 小谷議員からご質問にありました、移住・定住促進事業の内容についてご説明いたします。こちらについては先ほど税財政課長からも国の制度というもので説明がありましたが、国が財源措置を行う内容となっております。内容としましては、地方へ就職する移住、就職移住する大学生を応援するという内容で、対象としましては、就職活動に要する就職活動のときに要した移動した、移動費・交通費が対象となっております。

具体的に申し上げますと、首都圏に大学がある大学に在籍する学生が地方に移住等も関して就職するということにその就職活動のために、地方に面接等赴く際の交通費を支援する内容となっております。内定があったときに申請可能という内容となっております。はい。企業から内定がおそらく10月以降秋口にあると思うんですけど、補助金の対象としましては、10月1日以降に正式な内定があった者に対して、その交通費の1/2を支援するという内容となっております。

**1 3 番 小 谷** 面接などを受けるために、こっちに来る方に対しての移動費っていうのがこの支援ですね。内定が出た人に対しては補助が出て、内定が出なかった場合はどうなるんですか。

**議 長** 企画観光課長。

**企画観光課長** 今回は移住も含めた対象となっておりますので、内定があつて、川棚町に将来的に移住するという方が対象となっておりますので、内定が下りなかった方については対象外となります。

**議 長** ほかに質疑はありませんか。小田議員。

**1 1 番 小 田** 13ページです。企画費ですね、この一般企画費の中で、地域公共交通にかかるものというふうに説明がありましたけども、ちょっと聞きもらしましたので、もうちょっと詳しく説明をお願いいたします。

**議 長** 企画観光課長。

**企画観光課長** 小田議員のご質問になりました一般企画費について説明いたします。今回198万円ということで計上しておりますが、こちらについては業務委託ということで、昨年度公共交通の計画を策定しております。今年度は乗合タクシー、予約型の乗合タクシーを運行する予定としておりますが、こちらを実証というかたちで運行するということに運行計画等を今後事業者等含めてですね、運行計画を策定する必要ございまして、そちらの策定支援

を業務委託する予定としております。以上です。

**議 長** 田口議員。

**1 0 番 田 口** 先ほどの移住・定住関係の補助についてですが、その内定者が内定を受けた人というのはわかりましたが、内定を受けて川棚町に住所を置くって条件があるのだらうと思いますが、そうしますと逆に、内定を受けた企業の所在地は、長崎でも佐世保でもいいのかしら。あるいは佐賀県の有田や嬉野でもいいのかしらということはどうでしょうか。

**議 長** 企画観光課長。

**企画観光課長** はい。田口議員のご質問にお答えします。住所要件としては、当然町内ということになってまいります。企業の就職要件としましては、県内に就職するということが条件となってまいります。以上です。

**議 長** はい。小谷議員。

**1 3 番 小 谷** 移住促進事業ということでしょうから、どこかでPRの材料として使われるんでしょうけども。どの地点といいますかどのようなそのPRの仕方っていうのをされるんでしょうか。この事業を使った上で。

**議 長** 企画観光課長。

**企画観光課長** 今回予算のご承認をいただきましたら、まず要綱等制定しまして、こういった町内に就職され、町内で居住されますと、支援をいたしますというような内容を町ホームページでありますとか、今当初予算で移住相談窓口を開設しようということで、別に動いております。そちらでホームページ等も移住のポータルサイトも作ろうと思っておりますので、まあそういったところを含めて、広く情報発信したいと考えております。以上です。

**議 長** ほかに質疑はありませんか。教育次長。

**教 育 次 長** すみません。先ほどの田口議員さんの地域スポーツクラブ関係のですね、私回答にちょっと訂正をさせていただきます。すみません。金額について、ちょっと誤りがありましたので、再度申しあげます。

まず報酬ですね。報酬が41万9,000円。これについては先ほどちょっと説明しましたコーディネーター配置に係る経費として、41万9,000円。それから報償費が69万6,000円と申しあげましたけども、これが検討委員会とか指導者に対する報酬ということでございます。それから旅費の2万5,000円、それからと需用費として、14万4,000

円。

そして役務費これが、実際指導者とか、地域クラブに参加する生徒たちの保険としての5万1,000円、以上合わせて133万5,000円なるかと思えます。以上でございます。

議 \_\_\_\_\_ 長 はい。ほかに質疑はありませんか。

(発言なし)

議 \_\_\_\_\_ 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 \_\_\_\_\_ 長 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 \_\_\_\_\_ 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第29号「令和6年度川棚町一般会計補正予算（第1回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 \_\_\_\_\_ 長 異議なしと認めます。したがって、議案第29号「令和6年度川棚町一般会計補正予算（第1回）」は、原案のとおり可決されました。

(13:27)

## 日程第17 議案30号

議 \_\_\_\_\_ 長 次に、日程第17、議案第30号「令和6年度川棚町国民健康

保険事業特別会計補正予算（第1回）」を議題といたします。本件についての説明を求めます。町長。

**町長** 議案第30号「令和6年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、278万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、18億4,478万9,000円にしようとするものであります。

補正の主なものといたしまして、歳入においては、県補助金の増額。歳出においては、特定健康診査等事業費の増額であります。

なお、補正の詳細につきましては、健康推進課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

**議 長** 健康推進課長。

**健康推進課長** それでは、補正予算の内容につきまして、事項別明細書でご説明いたします。歳入からご説明いたしますので、6ページ・7ページをお開きください。

3款国庫支出金1項3目社会保障・税番号制度システム整備事業費補助金につきましては、限度額認定証にマイナ保険証への移行を勧奨する文言を追加するための限度額認定証様式の改修業務に要する財源措置として補助を受けるものであります。

令和6年3月28日付で厚生労働省保険局国民健康保険局長から各都道府県国民健康保険主管課長宛に様式改正に係る健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の交付等について通知があり、4月2日付で県福祉保健部国保・健康増進課長から町に通知がっております。このため当初予算への計上には間に合いませんでしたので、今回補正予算に計上するというものでございます。次のページをお開きください。

4款県支出金1項1目保険給付費等交付金につきましては、特定健康診査及び特定保健指導に要する経費の一部が保険者努力支援交付金として交付されるものです。管理栄養士等のパートタイム会計年度任用職員の従事体制が整いましたことから、今回追加補正をするものです。次に、歳出をご説明いたします。10ページ・11ページをお開きください。

1款総務費1項1目一般管理費は、歳入でご説明いたしました限度額認定

証様式改修に要する経費を計上しております。次のページをお開きください。

5 款保健事業費 2 項 1 目特定健康診査等事業費は、歳入でご説明しました特定健康診査等の事業に要する経費としてパートタイム会計年度任用職員の人件費を計上しております。次のページをお開きください。

9 款予備費 1 項 1 目予備費につきましては、歳入・歳出の見合いにより調整するものです。以上でご説明を終わります。

**議** \_\_\_\_\_ **長** これから、質疑を行います。ありませんか。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 3 0 号「令和 6 年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第 3 0 号「令和 6 年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 回）」は、原案のとおり可決されました。

( 1 3 : 3 3 )

## 日程第 18 議案 31 号

**議 長** 次に、日程第 18、議案第 31 号「令和 6 年度川棚町下水道事業会計補正予算（第 1 回）」を議題といたします。本件についての説明を求めます。町長。

**町 長** 議案第 31 号「令和 6 年度川棚町下水道事業会計補正予算（第 1 回）」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、収益的支出において 1 2 2 万 4, 0 0 0 円を増額し、支出予算の総額を 4 億 5, 1 3 4 万 2, 0 0 0 円にしようとするものであります。また、資本的収入において 3, 6 7 0 万円を増額し、収入予算の総額を 4 億 9, 6 1 9 万 5, 0 0 0 円にしようとするものであります。

補正予算の詳細につきましては、水道課長より説明いたしますので、ご審議の上、ご決定くださいますよう、よろしく願いいたします。

**議 長** 水道課長。

**水 道 課 長** はい。それでは、説明いたします。議案書 3 ページをお開きください。補正予算実施計画明細書の収益的支出について説明をいたします。

1 款 1 項 4 目総係費について、産休代替えによる会計年度任用職員の報酬を計上いたしております。次に、資本的収入についてであります。

1 款 1 項 1 目建設改良企業債について、国庫補助金が減額となったことに伴い、企業債の額を増額したものです。議案書の表紙をご覧ください。

第 2 条には、当初予算第 3 条に定めた、収益的収入及び支出の補正を記載しております。

第 3 条には、当初予算第 4 条に定めた、資本的収入及び支出の補正を記載しております。1・2 ページには予算実施計算書、5・6 ページには予定損益計算書、7・8 ページには予定貸借対照表、9・10 ページには予定キャッシュフロー計算書を記載しておりますが、それぞれ説明は省略させていただきます。以上で説明を終わります。

**議 長** これから、質疑を行います。ありませんか。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第31号「令和6年度川棚町下水道事業会計補正予算（第1回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第31号「令和6年度川棚町下水道事業会計補正予算（第1回）」は、原案のとおり可決されました。

(13:36)

## 日程第19 議案32号

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、日程第19、議案第32号「町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。本件についての説明を求めます。町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** 議案第32号「町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例」について提案理由を申し上げます。

地方自治法の一部を改正する法律及び地方自治法施行令の一部を改正する政令が、令和6年4月1日から施行されたことにより、「町長等の損害賠償

責任の一部免責に関する条例」で引用する条項を改正する必要が生じたので提案するものであります。

詳細につきましては総務課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご決定くださるようお願いいたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 総務課長。

**総務課長** それでは、私から説明いたします。横長の新旧対照表をお開きください。

まず第1条ですけれども、引用をしております「地方自治法第243条の2第1項」が「第243条の2の7第1項」に、それと同じ地方自治法です。ね「第243条の2の2第3項」が「第243条の2の8第3項」に改められました。また、次の第2条では引用しております「地方自治法施行令第173条第1項第1号」が「第173条の4第1項第1号」に改められましたので、それぞれ引用条文を改めたものであります。このことによってですね、条文の内容が変わることはありません。

おもての改正本文に戻っていただきまして、附則でございますが、この条例は公布の日から施行することとしております。以上で説明を終わります。

**議** \_\_\_\_\_ **長** これから、質疑を行います。辻議員。

**6番辻** 町長等の損害賠償責任ってというのがあったのでしょうか。お聞きしたいです。

**議** \_\_\_\_\_ **長** これは条例に関する質疑でしょ。内容とその町長の賠償責任があったかどうかじゃなくて、それは一つの条例の改正の分だけで判断していただければと思います。はい。

**議** \_\_\_\_\_ **長** ほかに質疑はありませんか。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

**議 長** 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

**議 長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第32号「町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議 長** 異議なしと認めます。したがって、議案第32号「町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(13:40)

## 日程第20 議案33号

**議 長** 次に、日程第20、議案第33号「川棚町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。本件についての説明を求めます。町長。

**町 長** 議案第33号「個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」について提案理由を申し上げます。

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」いわゆる「番号利用法」の一部を改正する法律が、令和6年5月27日から施行されたことにより、「個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」を改正する必要性が生じたので提案するものであります。

詳細については総務課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご決定くださるようお願いいたします。

**議 長** 総務課長。

**総務課長** それでは、横長の新旧対照表をお開きください。

まず第2条ですけれども、新たに2つの定義が加わっております。

第5号の「特定個人番号利用事務」これにつきましては法第19条第8項に規定する特定個人番号利用事務をいうとしておりますが、この特定個人番号利用事務とはですね、特に特定個人番号の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして主務省令で定めるものとなっております。

次の第6号「利用特定個人情報」ということで、法第19条第8項に規定する利用特定個人情報をいうとなっておりますが、「特定個人番号利用事務」を処理するためにですね、必要な特定個人番号として主務省令で定めるものということになります。

第4条では、法別表第2の廃止に伴い、新たに第2条で定義された「特定個人番号利用事務」及び「利用特定個人情報」に改めるものであります。

これらの改正は、法律で規定されていたものですね、省令で規定することにより、マイナンバーの利用拡大を図りやすくするというような内容となっております。

おもての改正本文に戻っていただきまして、附則でございますが、この条例は公布の日から施行することとしております。以上で、説明を終わります。

**議** 長 これから、質疑を行います。

「なし」の声あり

**議** 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

**議** 長 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

**議** 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 3 3 号「川棚町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第 3 3 号「川棚町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

( 1 3 : 4 4 )

## 日程第 2 1 議案第 3 4 号

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、日程第 2 1、議案第 3 4 号「川棚町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。本件についての説明を求めます。町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** 議案第 3 4 号「川棚町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由をご説明いたします。

現在川棚町では、福祉医療費の助成制度において、医療機関で支払った費用のうち、健康保険の適用となる医療費を助成し、自己負担額の軽減をする事業を実施しております。

本改正案は、この福祉医療費助成制度における乳幼児及び子どもを対象とした助成について、現在自己負担額であります医療機関ごとに、1日800円、ひと月上限1,600円を無償とし、福祉の増進、子育てしやすい環境整備の推進を図ろうとするものであります。

なお、改正の内容につきましては、住民福祉課長に説明させますので、ご審議の上、決定いただきますようよろしくお願いいたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 住民福祉課長。

**住民福祉課長** それでは、私のほうから本改正案につきまして、ご説明をさせていただきます。町長が提案理由で説明しましたように、本改正案は川棚町福祉医療費助成制度における乳幼児及び子どもを対象とした助成について

は、対象年齢0歳から、18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者が対象となります。

現在の自己負担額であります、医療機関ごとに1日につき800円、ひと月の上限1,600円を無償化とするため、病院や薬局で支払った自己負担金の額を全額償還することにより、家計の負担を軽減し、福祉及び子育てしやすい環境整備の増進を図ろうとするものでございます。新旧対照表をご覧ください。

第1条第1項においては、支給の対象者のうち、乳幼児及び子どもに係る支給について、「又は全部」と記載するものでございます。

第4条第1項第1号ア、イ及び第4号におきましては、「当該負担金の額から保険医療機関等ごとに1日につき800円、ひと月につきその額が1,600円を超えるときは1,600円を控除して得た額」のあとに、「ただし、子どもにあたっては当該負担金の額」と記載するものでございます。

つぎに、同項第2号及び第3号においては、「当該負担金の額」と改め、全部の額とするものでございます。

また、第4条第1項第1号イに戻りますが、第2条の文言に合わせまして「子ども」に改め、第9条第3項においては、第4条の改正に伴い改め、これに伴い、第4条第1項第1号アに戻りまして、「この条」を「この条例」に改めるものでございます。改正本文をお開きください。

附則でございます。「第1項この条例は、公布の日から施行する。第2項改正後の川棚町福祉医療費の支給に関する条例の規定は、令和6年4月1日以後の診療に係る医療費について適用し、同日前の診療に係る医療費については、なお従前の例による。」としております。以上で説明を終わります。

**議 長** これから、質疑を行います。よろしいですか。

「なし」の声あり

**議 長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第34号「川棚町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第34号「川棚町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(13:50)

## 日程第22 議案第35号

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、日程第22、議案第35号「川棚町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたします。本件についての説明を求めます。町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** 議案第35号「川棚町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について提案理由をご説明いたします。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、川棚町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものであります。

なお、改正の内容につきましては、健康推進課長から説明させますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 健康推進課長。

**健康推進課長** それでは、川棚町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正いたしました内容についてご説明をいたします。新旧対照表により、ご説明いたしますので、新旧対照表をご覧ください。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が令和6年4月1日に施行されたことに伴い、児童数に対する保育士等の最低配置基準が見直されたため、この基準の改正に合わせ、条例中の引用箇所であります第29条第2項第3号及び同項第4号、第31条第2項第3号及び同項第4号、第44条第2項第3号及び同項第4号、第47条第2項第3号及び同項第4号の規定を改正するものでございます。それでは、改正文の附則をご覧ください。

附則の第1項は、この条例の施行期日について公布の日から施行することとしております。

第2項は、経過措置としまして保育の提供に支障を及ぼす恐れがあるときは当分の間改正後の規定は適用せず改正前の規定が効力を有するとしております。以上で説明を終わります。

**議 長** これから、質疑を行います。よろしいですね。

(発言なし)

**議 長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

**議 長** 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

**議 長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第35号「川棚町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第35号「川棚町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

( 1 3 : 5 4 )

### 日程第23 議案第36号

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、日程第23、議案第36号「川棚町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。本件についての説明を求めます。町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** 議案第36号「川棚町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由をご説明いたします。

長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の改正に伴い、川棚町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する必要性が生じたので、ご提案申し上げるものでございます。

なお、改正の内容につきましては、健康推進課長から説明させますので、ご審議の上ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 健康推進課長。

**健康推進課長** それでは、川棚町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正いたしました内容についてご説明いたします。

この改正につきましては、長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例附則第5条が第3条へ繰り上がったことに伴い、引用条文を改めるものです。それでは、新旧対照表により、ご説明いたしますので、新旧対照表をご覧ください。

町において行う事務が規定されております第2条第8号「広域連合条例附則第5条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付」を「広域連合条例附則第3条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付」に改正するもの

でございます。附則をご覧ください。

この条例は、公布の日から施行することとしております。以上で説明を終わります。

**議** \_\_\_\_\_ **長** これから、質疑を行います。

(発言なし)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第36号「川棚町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第36号「川棚町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(13:58)

**議** \_\_\_\_\_ **長** ここで、しばらく休憩いたします。

(13:58)

(…休憩…)

(14:10)

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### 日程第 2 4 議案第 3 7 号

議 長 次に、日程第 2 4、議案第 3 7 号「川棚町営住宅管理条例の一部を改正する条例」を議題といたします。本件についての説明を求めます。町長。

町 長 議案第 3 7 号「川棚町営住宅管理条例の一部を改正する条例」について、提案理由をご説明いたします。

この度、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴い、同法において「接近禁止命令」及び「退去等命令」の用語が定められるとともに、これらの命令を規定する条文が変更となったことから、川棚町営住宅管理条例が引用する条項を改正する必要性が生じたので、所要の改正を行うものであります。

そのほか、詳細につきましては、建設課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご決定くださいますよう、よろしく願いいたします。

議 長 建設課長。

建 設 課 長 それでは、川棚町営住宅管理条例の改正内容について、ご説明をいたします。改正の概要でございますが、先ほど、町長より説明がありましたように、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」いわゆる「DV防止法」の一部改正に伴いまして、川棚町営住宅管理条例の一部を改正するものであります。それでは、新旧対照表によりご説明をいたしますので、新旧対照表のほうをご覧ください。

「入居者の資格」第 6 条の改正となります。次のページをご覧ください。

表右側、改正前、第 6 条第 1 号ク（イ）中「配偶者暴力防止等法第 1 0 条第 1 項の規定」を表左側、改正後、「配偶者暴力防止等法第 1 0 条第 1 項又は第 1 0 条の 2 の規定（配偶者暴力防止等法第 2 8 条の 2 においてこれらの規定を準用する場合を含む。）」に改めるものであります。

この改正内容につきましては、改正前は、配偶者暴力防止等法において「保護命令」として第 1 0 条第 1 項に「接近禁止命令」と「退去等命令」が規定されておりましたが、改正後におきましては、第 1 0 条第 1 項に「接近

禁止命令」が規定され、第10条の2に「退去等命令」が規定されることになったためであります。改正本文の附則をご覧ください。

この条例の施行日は公布の日からとしております。以上で説明とさせていただきます。

**議** 長 これから、質疑を行います。田口議員。

**10番田口** その趣旨はわかりましたのですが、この新旧対照表でその次のいずれかに該当する者、第6条はこの新旧対照表の第6条の入居者の資格の(1)のところですが、次のアからクのいずれかに該当するものにあつてはこの限りでないってあるので、その要するになんでしたっけ。接近禁止命令などの申し立てを行ったものっていうのは、その行ったものっていうのは、その暴力を受けてる人じゃないかなと思うんですが、その受けてる人はその申し立てを行って、その命令が出てから5年間を経過しない間は入居できないっていうものですかね。そこがちょっとよく分からないんですけども、どのように読めばいいのかというのをもうちょっとご説明をいただきたいと思います。

**議** 長 建設課長。

**建設課長** はい。ただいま田口議員のほうからご質問がありましたこの内容については、まず単身入居の要件ということで、ご理解までしていただきたいと思っております。一般的に町営住宅・公営住宅のほうの入居につきましては、同居親族あることとされておりますが、こういう、まあこちらにDV法に関わる方も含めてなんですが、単身入居ができる案件をこのアからキでまず謳ってあると。で今回今質問がありましたように5年間を経過しないしていないものと新旧対照表のほうの一番最後のページですが、書いてあります。要はこちらのほう、裁判所のほうに申し立てをしてから5年間までの間は、この対象になると単身入居の対象になるということでご理解しているところでございます。以上です。

**議** 長 ほかに質疑はありますか。

(発言なし)

**議** 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第37号「川棚町営住宅管理条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第37号「川棚町営住宅管理条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(14:16)

## 日程第25 議案第38号

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、日程第25、議案第38号「川棚町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** 議案第38号「川棚町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由をご説明いたします。

今回の改正につきましては、地方自治法の一部改正により条項が移動したことに伴い、本条例において所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、水道課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 水道課長。

**水道課長** それでは、改正内容を説明いたします。1枚めくっていただき、新旧対照表をご覧ください。

町長が提案理由で説明しましたように、地方自治法の一部改正により条項が移動したことに伴い一部改正を行うものです。

第5条において、「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改めております。それでは改正本文をご覧ください。

附則でございます。「この条例は、公布の日から施行する。」としております。以上で説明を終わります。

**議長** これから、質疑を行います。

「なし」の声あり

**議長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

**議長** 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

**議長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第38号「川棚町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議長** 異議なしと認めます。したがって、議案第38号「川棚町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」は、可決されました。

(14:19)

## 日程第 2 6 議案第 3 9 号

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、日程第 2 6、議案第 3 9 号「川棚町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。本件についての説明を求めます。町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** 議案第 3 9 号「川棚町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由をご説明いたします。

今回の改正につきましては、地方自治法の一部改正により条項が移動したことに伴い、本条例において所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、水道課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご決定くださいますよう、よろしく願いいたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 水道課長。

**水 道 課 長** それでは、改正内容を説明いたします。新旧対照表をご覧ください。

町長が提案理由で説明しましたように、地方自治法の一部改正により条項が移動したことに伴い一部改正を行うものでございます。

第 5 条において、「第 2 4 3 条の 2 の 2 第 8 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 8 項」に改めております。それでは、改正本文をご覧ください。

附則でございます。「この条例は、公布の日から施行する。」としております。以上で説明を終わります。

**議** \_\_\_\_\_ **長** これから、質疑を行います。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

**議** 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第39号「川棚町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議** 長 異議なしと認めます。したがって、議案第39号「川棚町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(14:22)

#### 日程第27 議案第40号

**議** 長 次に、日程第27、議案第40号「川棚町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。本件についての説明を求めます。町長。

**町** 長 議案第40号「川棚町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由をご説明いたします。

今回の改正につきましては、生活衛生等関係行政の機能強化を目的に、水道法等による権限を厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管するため、水道法が一部改正され令和6年4月1日に施行されております。これに伴い、本条例の改正を行うものであります。

詳細につきましては、水道課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

**議** 長 水道課長。

水道課長 それでは、改正内容を説明いたします。1枚めくっていただき、新旧対照表をご覧ください。

町長が提案理由で説明しましたように、水道法等の権限が厚生労働省から国土交通省及び環境省に移管されたことから一部改正を行うものです。

第4条第6号において、「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改めております。それでは改正本文をご覧ください。

附則でございます。「この条例は、公布の日から施行する。」としております。以上で説明を終わります。

議長 これから、質疑を行います。

「なし」の声あり

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議長 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第40号「川棚町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。したがって、議案第40号「川棚町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格

基準に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

( 1 4 : 2 5 )

## 日程第 2 8 議案第 4 1 号

**議**            **長** 次に、日程第 2 8、議案第 4 1 号「長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約の件」を議題といたします。本件についての説明を求めます。町長。

**町**            **長** 議案第 4 1 号「長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約の件」について、提案理由をご説明いたします。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行期日が令和 6 年 1 2 月 2 日と定められ、現行の被保険者証は同日以降、発行されなくなることから、市町において行う事務について所要の整備を図るため、長崎県後期高齢者広域連合の規約を変更しようとするものであります。

規約の改正には、地方自治法第 2 9 1 条の 3 第 1 項及び第 2 9 1 条の 1 1 の規定に基づき、構成市町の議会の議決を経て長崎県知事の許可を受ける必要がありますので、提案するものであります。

なお、改正の内容につきましては、健康推進課長から説明させますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**議**            **長** 健康推進課長。

**健康推進課長** それでは、長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約の改正いたしました内容についてご説明いたします。新旧対照表により、ご説明いたしますので、新旧対照表をご覧ください。

令和 6 年 1 2 月 2 日以降、被保険者証が発行されなくなることから別表第 1 第 4 条関係表中の区分 1 「被保険者の資格の管理に関する事務」の市町において行う事務（2）及び（3）の「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改めるものです。規約本文にお戻りください。

附則の第1項は、この規約の施行期日について、令和6年12月2日から施行するとしております。

第2項は、経過措置として、変更後の規約別表第1の規定は令和6年12月2日以後の市町において行う事務について適用し、令和6年12月1日以前の市町において行う事務については、なお従前の例による。としております。以上で説明を終わります。

**議**            **長** これから、質疑を行います。質疑なしと認め、辻議員。

**6** 番 **辻** あの保険証についてはですね残してほしいという方がけっこう多いんですよね。それに対してはこれ残したらいいんじゃないかなと思うんですがいかがですか。

**議**            **長** この議案の改正と関係はないと思います。よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

(発言なし)

**議**            **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本件に対する反対者の発言を許します。はい。辻議員。

**6** 番 **辻** 保険証の廃止っていうのはあの、もうしばらく待たたいんじゃないかと思っています。で、年齢が高い方はまだやっぱり保険証を残してほしいという方がいらっしゃいますので、私は反対です。以上です。

**議**            **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

**議**            **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第41号「長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約の件」の採決を行います。

この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

**議** 長 はい。起立多数です。したがって、議案第41号「長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約の件」は、原案のとおり可決されました。

(14 : 30)

#### 日程第29 請願第1号

**議** 長 次に、日程第29、請願第1号「地方自治法改定案の廃案を求める意見書を発することを求める請願書」を議題といたします。

ただいま議題となっております、請願第1号「地方自治法改定案の廃案を求める意見書を発することを求める請願書」は、総務厚生委員会に付託したいと思いますがこれに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議** 長 異議なしと認めます。したがって、請願第1号「地方自治法改定案の廃案を求める意見書を発することを求める請願書」は、総務厚生委員会に付託することに決定をいたしました。

(14 : 31)

#### 日程第30 請願第2号

**議** 長 次に、日程第30、請願第2号「川棚町情報公開条例施行規則第10条にかかる料金の改定を求める請願書」を議題といたします。

ただいま議題となっております、請願第2号「川棚町情報公開条例施行規則第10条にかかる料金の改定を求める請願書」は、総務厚生委員会に付託したいと思いますがこれに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、請願第2号「川棚町情報公開条例施行規則第10条にかかる料金の改定を求める請願書」は、総務厚生委員会に付託することに決定をいたしました。

(14:32)

議 長 これをもちまして、本日の日程は全部終了をいたしました。

会議を閉じます。本日はこれにて散会といたします。ご起立願います。お疲れ様でした。

(14:32)

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

川棚町議会議長 村井達己

会議録署名議員 炭谷 猛

会議録署名議員 辻 清人